

税

国税庁からのお知らせ  
国税専門官採用試験

●受験資格 次のいずれかに該当する方

①昭和57年4月2日～平成3年4月1日生まれの方

②平成3年4月2日以降に生まれた方で、大学を卒業した方および平成25年3月までに大学を卒業する見込みの方、または人事院が同等の資格があると認める方

●試験の程度 大学卒業程度

●申込期間

○インターネット申し込み(原則) 4月2日(月)～12日(木)

○インターネット申し込みができない場合は郵送または持参

※郵送の場合は4月3日(火)までの消印有効

●申込方法

○インターネット申し込み

☐ <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

juken.html

○郵送または持参 希望する第1次試験地に対応する国税局または国税事務所に申込書を提出

●試験日

〈第1次試験〉 6月10日(日)

〈第2次試験〉 7月17日(火)～24日(火)のいずれか1日(第1次試験合格通知書で指定する日時)

●試験場所

〈第1次試験〉 高崎市、さいたま市、新潟市、松本市ほか  
〈第2次試験〉 さいたま市ほか

●合格者発表日

〈第1次試験〉 7月3日(火)

〈最終合格者〉 8月22日(水)

●採用予定者数 全国で約800名 ※変動する場合あり

●問い合わせ

○インターネット申し込みに関する問い合わせ

人事院人材局試験課

TEL 03(3581)5311

内線 2331

○右記以外の問い合わせ

関東信越国税局人事第二課試験係

TEL 048(600)3111

内線 2095・2097

産 業

森林の所有者届出制度が  
4月から始まります

森林法の改正(昨年4月)により、今年4月以降、森林の土地の所有者となった方は、市長への事後届け出が義務付けられました。

●届出対象者

個人・法人を問わず、売買や相続などにより、森林の土地を新たに取得した方(面積に関わらず届出が必要) ※ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外。

●届出期間および提出先

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市(町村)長に届出を提出。

●届出事項

①森林の土地所有者届出書(農林整

備課備え付け)

②登記事項証明書、土地売買契約書など権利を取得したことがわかる書類の写し

③土地の位置を示す図面

●問い合わせ

市農林整備課林業振興係

TEL (23)8126

県北環境森林事務所林業経営課

TEL (23)6365

保安林は  
森林を守る制度です

森林は、雨を貯える水源としての役割や土砂崩れを防止するなどさまざまな機能を持っています。

県ではこのような重要な役割を果たしている森林を「保安林」に指定し、その機能が失われないように森林の管理方法を定めています。

保安林において、立木の伐採や土地の形質変更などを行う場合は、事前に届出や許可を受ける必要があります。

●問い合わせ

《伐採・土地の形質変更の手続き》

市農林整備課林業振興係

TEL (23)8126

《指定の手続き》

県北環境森林事務所

TEL (28)9071

市民農園利用者募集

●1区画の面積 約50㎡(15坪程度)

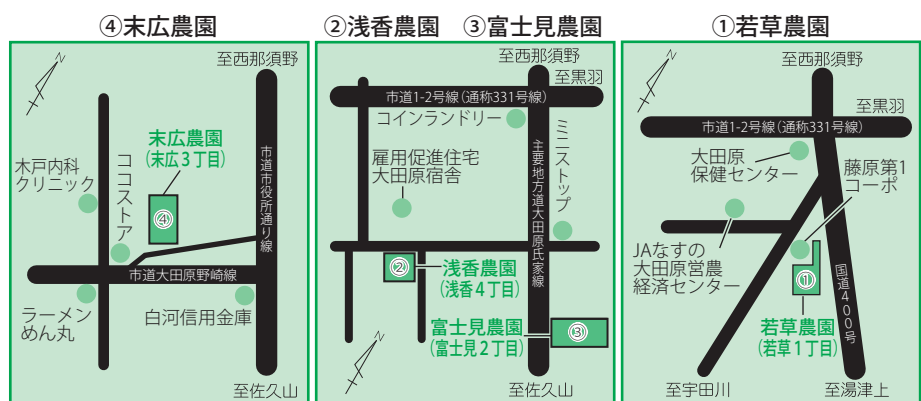
●入園料 1区画 年間3000円

●利用期間 4月下旬～平成25年2月末

●募集区画数 若干数(申し込み多

数の場合は抽選となります)

●開設場所



●申込方法 農政課まで直接または電話で申し込み。

●申込受付期間 4月5日(木)～13日(金)、土・日曜日を除く、午前8時30分～午後5時15分

※4月5日(木)のみ午前9時受付開始  
●申し込み・問い合わせ 農政課農産園芸係

TEL (23)8292